

学位論文題名

法政策における『家族』機能評価の一考察

(ドイツ家族負担および給付調整政策を支える法理念)

学位論文内容の要旨

現代の福祉国家が直面する最大の課題は、20世紀に形成された多種多様な法制度を少子高齢化にどのようにして対応させていくかという点にある。そして、この問題を解決する際に重要なのは、個人と国家の関係性もさることながら、その中間項として存在する「家族」の機能や役割の分析にあると考えられる。家族は、福祉国家が登場する以前に、社会保障に関するさまざまな機能を果たしてきたが、高度に発達した社会保障システムは、国家による給付という形態で家族の機能や役割を吸収していった。その結果、法政策における「家族」問題の位置づけは、そこに何らかの公共性が含まれているにもかかわらず、もっぱら個人の私的領域との関連で把握される傾向にある。

しかし、福祉国家の諸制度は、賦課方式を採る公的年金制度に象徴されるように、現時点の社会構成員のみならず、将来の社会構成員をも不可避的に巻き込むものとなっている。それゆえ、少子化の問題は、高度に発達した福祉国家システムを維持するための前提条件にかかわるものであり、その対応策をどのようにして構築するかというテーマは、先進諸国における共通の政策課題でもある。この問題は、次世代の社会構成員となる子どもを産み育てるという営みそれ自体に、究極的には個人が形成する私的共同体としての「家族」によってしかなしえない部分が含まれるがゆえに、その具体的な解決策の提示にあたっては「家族」の機能や役割を視野に入れざるをえない。

本論文は、以上のような問題意識に基づいて、近時、わが国においても法政策上の重要課題となっている「家族」問題を、ドイツ法との比較研究の手法を用いて分析・整理し、そこから今後の法政策を考察するうえでの示唆を獲得しようとするものである。

わが国では、法政策における「家族」問題を考察する手がかりとして、婚姻における男女平等を規定した憲法24条のほかは見るべきものがあまりない。また、社会保障としての児童手当制度も貧弱であり、少子高齢化対策としては抽象的な「子育て支援」策のほかは現在にいたるまで明確に提示されてはいない。これに対して、ドイツ法では、基本法6条1項が家族の保護を明文でうたい、この条項をもとに多くの連邦憲法裁判所の裁判例が蓄積されている。また、所得課税における児童養育の考慮や高度に発達した児童手当制度のほか、公的年金制度における児童養育の積極的な評価など、個別具体の実定法制度においてもわが国にとって参考とすべき点は少なくない。それゆえ、ドイツ法は、この問題の比較研究対象としては最適と考えられる。

さて、本論文は、全部で3章から構成される。まず、第1章においては、「家族」問題の根本規範と目される基本法6条1項がどのようにして形成されたかを中心にその制定過

程を歴史的に検証した。ここでは、6条1項の前身とされるワイマール憲法119条の制定史にまで遡って、第一次資料を中心にどのような議論が展開されていたかを紹介した。特に、ワイマール憲法の制定過程では、法律婚の優遇につながりかねないような価値決定を憲法上に規定することの相当性が未婚の母あるいは非嫡出子の保護の問題とも関連させて盛んに議論された。そこでは、法律婚以外の生活形態への配慮という必要性から「保護」を優遇という観点以外から理解する余地を生み、このことが後に基本法6条1項の「保護」を、優遇ではなく第一義的には不利益の是正であると解釈することを可能にした一因であるという視点が導き出された。

つぎに、第二章では、基本法6条1項に関する「保護」が連邦憲法裁判所によってどのように解釈され、具体的な裁判例が展開されたのかを考察した。ここでは、古典的な基本権解釈である制度保障および防御権のほかに、「拘束的価値決定規範」と称される保護の作用が具体的な法政策に対して重要な役割を果たしてきたことを明らかにした。

より具体的にいえば、ある実定法制度の存在によって、子どもを養育する者というカテゴリーと子どもを養育しない者というカテゴリーの間に取り扱いの差違が生じ、その結果、前者が後者に比して不利益と評価される場合がある。その際、連邦憲法裁判所は、防衛権によってはカバーし切れない、このような相対的不利益の発生に対し、特定の保護法益を保護せよという規範の客観的価値決定を6条1項の作用として独立的に明示することにより、婚姻および家族という保護法益に対する法の不利益取り扱いを禁じるという国家の義務を取り出すことに成功し、多くの裁判例において立法の是正を促してきた。

そして、第3章では、連邦憲法裁判所の形成した基本法6条1項にかかるこれらの法理の効果がより具体的に現れる問題を取り出し、実定法制度の変遷とあわせてより詳細に検討した。ここでは、この問題の検討に最適と考えられる、公的年金保険制度における児童養育の考慮すなわちその積極的評価に関する問題に焦点をあてた。そして、その結果として、以下のような示唆が得られた。

わが国と同様に、ドイツにおいても近時、少子高齢化の進展を背景に社会保障政策上での世代間の負担と受給の公平という問題が盛んに論じられている。世代間の問題は、とりわけ賦課方式、つまり現役世代の金銭拠出をそのまま受給世代の給付に用いる公的年金保険制度において顕著である。ドイツでは、この問題を考えるにあたって、後の保険料負担者となる次世代を養育している被保険者と養育をしていない被保険者間での負担の公平という観点からのアプローチがとられた。そこでは、児童を養育する被保険者が養育費負担と保険料負担といういわば2重の負担を負うことになる不利益を基本法6条1項に照らしてどのように評価すべきかが論じられた。

連邦憲法裁判所は、賦課方式を採用する公的年金制度においては、次世代の養育が制度の維持・存続に重要な役割を果たしているから、保険料算定の際に児童の養育が考慮されなければ、基本法に反する重大な不利益が生じることを指摘した。しかし、その是正にあたってはなおも立法者に裁量を認め、その不利益の是正に必要な財源選択(税か保険料か)やその是正の程度には判断を留保していた。その後、児童の養育期間中の保険料加算については、児童養育による稼得活動の中断を補填するものではなく、児童養育という活動その者に対して独自に発生しうるものでなければならないという原則が確認された。また、この考え方は同様の財政構造をもつ介護保険制度にも適用され、近時、違憲判決が出されるなど、この問題に対する立法政策への縛りが徐々に強められている。

わが国では、児童養育の考慮は私的な決定に対する優遇策であるという認識が強く、そ

の対社会的効果について目を向け、効果を承認・評価する形で政策に反映させるという視点はほとんど見られない。だが、本論文で検証したように、次世代の存在を前提条件とする福祉国家の法政策は、次世代を養育する「家族」の存在にある種の公共性を見いだすことを要請している。その具体化の過程や程度は、国や制度によって異なるものの、その基本的な考え方においてドイツ法はわが国に大きな示唆を与えている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 道 幸 哲 也

副 査 教 授 藤 原 正 則

副 査 教 授 笹 田 栄 司

学 位 論 文 題 名

法政策における『家族』機能評価の一考察

(ドイツ家族負担および給付調整政策を支える法理念)

論文の要旨

社会保障システムの基本的在り方を考える際に、国家と個人の関係とともにその中間項として職場・地域・家族等の機能や役割も重視する必要がある。最近多様な論議がなされている年金政策や法理の構築のためには、家族のあり方、とりわけ児童養育の評価が重要である。賦課方式を採る公的年金制度に象徴されるように、現時点の社会構成員と将来の社会構成員とのある種の連帯が必要とされるからである。具体的には、次世代の社会構成員となる子どもを産み育てるという営みが「家族」によってなされるための政策形成の前提となる視点、つまり「家族」の機能や役割をどう評価するかが重要な課題となる。

わが国では、法政策における「家族」問題を考察する憲法上の手がかりとしては、婚姻における男女平等を規定した憲法 24 条のほかは見るべきものがなく、社会保障としての児童手当制度等も貧弱である。これに対して、ドイツ法では、基本法 6 条 1 項が家族の保護を明文でうたい、この条項をもとに多くの連邦憲法裁判所の裁判例が蓄積されている。また、所得課税における児童養育の考慮や高度に発達した児童手当制度のほか、公的年金制度における児童養育の積極的な評価など、個別具体の実定法制度においてもわが国にとって参考とすべき点は少なくない。

本論文は、近時、わが国においても法政策上の重要課題となっている「家族」問題を、ドイツ法との比較研究の手法を用いて分析・整理し、そこから家族政策を基礎付ける規範の解明を目指し、今後の法政策を考察するうえでの示唆を得ようとするものである。

本論文の全体の構成は以下のとおりである。

第 1 章においては、「家族」問題の根本規範と目される基本法 6 条 1 項がどのようにして形成されたかを中心にその制定過程を歴史的に検証している。6 条 1 項の前身とされるワイマール憲法 119 条の制定史にまで遡って、第一次資料を中心にどのような議論が展開されていたかを紹介している。特に、ワイマール憲法の制定過程では、法律婚の優遇につながりかねないような価値決定を憲法上に規定することが適切かが非嫡出子の保護の問題とも関連させて盛んに議論されたと指摘している。

第 2 章では、基本法 6 条 1 項に関する「保護」が連邦憲法裁判所によってどのように解

積されたのかを考察している。古典的な基本権解釈である制度保障および防御権のほかに、「拘束的価値決定規範」と称される保護の作用が具体的な法政策に対して重要な役割を果たしてきたことを明らかにしている。具体的には、ある実定法制度の存在によって、子どもを養育する者というカテゴリーと子どもを養育しない者というカテゴリーの間に取り扱いの差違が生じ、その結果、前者が後者に比して不利益と評価される場合に、連邦憲法裁判所は、防衛権によってはカバーし切れない、このような相対的不利益の発生に対し、特定の法益を保護せよという規範を6条1項の作用として明示することにより、婚姻および家族という保護法益に対する法の不利益取り扱いを禁じるという国家の義務を取り出し、多くの裁判例において立法の是正を促してきたことを論じている。

第3章では、以上の問題の検討に最適と考えられる、公的年金保険制度における児童養育の考慮すなわちその積極的評価に関する問題に焦点をあてており、全体として以下のような示唆が得られたと結論づけている。

わが国と同様に、ドイツにおいても近時、少子高齢化の進展を背景に社会保障政策上での世代間の負担と受給の公平という問題が盛んに論じられている。世代間の問題は、とりわけ賦課方式、つまり現役世代の金銭拠出をそのまま受給世代の給付に用いる公的年金保険制度において顕著である。ドイツでは、この問題を考えるにあたって、後の保険料負担者となる次世代を養育している被保険者と養育をしていない被保険者間での負担の公平という観点からのアプローチがとられた。そこでは、児童を養育する被保険者が養育費負担と保険料負担といういわば2重の負担を負うことになる不利益を基本法6条1項に照らしてどのように評価すべきかが論じられた。

連邦憲法裁判所は、賦課方式を採用する公的年金制度においては、次世代の養育が制度の維持・存続に重要な役割を果たしているから、保険料算定の際に児童の養育が考慮されなければ、基本法に反する重大な不利益が生じることを指摘した。しかし、その是正にあたってはなおも立法者に裁量を認め、その不利益の是正に必要な財源選択(税か保険料か)やその是正の程度には判断を留保していた。その後、児童の養育期間中の保険料加算については、児童養育による稼得活動の中断を補填するものではなく、児童養育という活動その者に対して独自に発生しうるものでなければならないという原則が確認された。

わが国では、児童養育の考慮は私的な決定に対する優遇策であるという認識が強く、その対社会的効果について目を向け、効果を承認・評価する形で政策に反映させるという視点はほとんど見られない。だが、本論文で検証したように、次世代の存在を前提条件とする福祉国家の法政策は、次世代を養育する「家族」の存在にある種の公共性を見いだすことを要請している。その具体化の過程や程度は、国や制度によって異なるものの、その基本的な考え方においてドイツ法はわが国に大きな示唆を与えている。

評価の要旨

社会保障法学において家族の問題は多様なパースペクティブで論議されているが、特定の制度形成との関連において家族を支援する意義やそれを支える法規範を本格的に論じたものは少ない。本論文は賦課方式を採用する公的年金制度において児童の養育をどう規範的に位置付けるかを基本法の立法史、憲法裁判所の裁判例を素材に詳細に検討したものである。問題関心は明確であり、論理展開も手堅く、説得力のある内容となっている。資料的価値も高いと思われる。

特に、児童養育に伴う負担を2つの観点から論じている点は示唆的である。その一は、就労ができず保険料を支払わなかった側面である。次世代の年金制度の担い手の養育を意味するので、社会保険システムによって、つまり児童を養育していない者を含めてその間の保険料を負担すべきことが論じられている。その二は、児童養育費の負担の側面であり、これは児童を養育しながら保険料を支払った場合に特に問題になる。保険料算定の最高限度額を支払う形での評価（保険料加算）がなされている。

今後の日本における政策形成にとっても示唆的内容であり、博士論文として適格と審査委員全員一致で判断した。

なお、面接時において、児童養育に着目するという問題関心があまりに鮮明なためか、ドイツ憲法論全般についての論議が必ずしも十分ではない、また夫婦の年金分割問題等より本格的な家族をめぐる年金法理の研究が必要である等の指摘がなされた。これらは今後の研鑽に期待したい。